

# すべての子どもたちが 健やかに成長していくために。 子どもの育ちと子育てを社会全体で支援します。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしました。

この新制度の実施のため、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

## CONTENTS

### 1部:制度の説明

#### 子ども・子育て支援新制度のポイント 2

#### 施設型給付

施設型給付の概要と仕組み	3
給付の基本構造	4
公定価格の骨格(イメージ)	5
利用者負担(保育料)の水準	7

#### 認定こども園

認定こども園4類型の比較	8
幼保連携型認定こども園の認可基準	9
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	10

#### 地域型保育給付

地域型保育事業の概要	11
地域型保育事業の認可基準	12

#### 市町村の確認制度(運営基準) 13

#### 私立幼稚園の選択肢 15

#### 利用手続きの流れ(イメージ) 16

#### 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の概要	17
利用者支援事業	19
地域子育て支援拠点事業	20
妊婦健康診査／乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	21
子育て短期支援事業／ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	22
一時預かり事業	23
延長保育事業／病児保育事業	24
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	25
実費徴収に係る補足給付を行う事業	26
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	27

### 2部:よくある質問(FAQ) 28



# 子ども・子育て支援新制度のポイント



事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる5つのポイントをまとめました。



## 1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。



## 2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。



## 3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。



## 4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。



## 5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

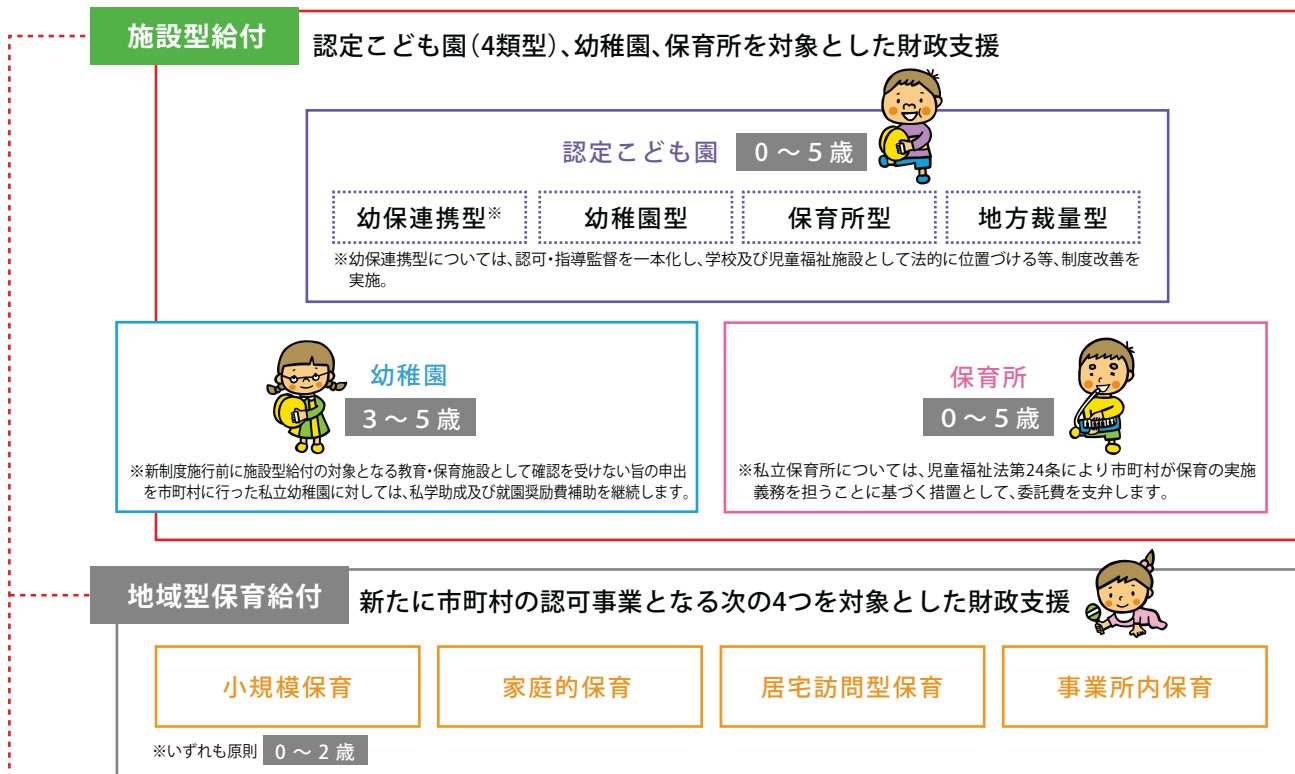
※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。

# 施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

## 子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。



## POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
<b>教育標準時間(1号)認定子ども</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
<b>保育(2号)認定子ども</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
<b>保育(3号)認定子ども</b> 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

\*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

# 給付の基本構造

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

## ■ 給付の基本構造

- 施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格※)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担)を控除した額となります。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定されています。

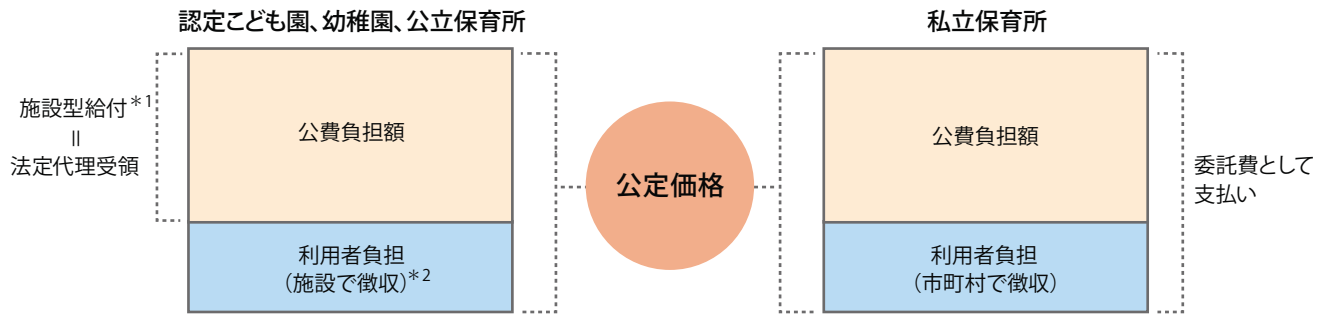
※教育標準時間(1号)認定については、地方単独費用部分を含めた、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格となります。

- 給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担は施設が利用者から徴収します)。

※私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額が委託費として支払われます。

- 給付(私立保育所の場合は委託費)は施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることとなります。

### 公定価格の仕組み(イメージ図)

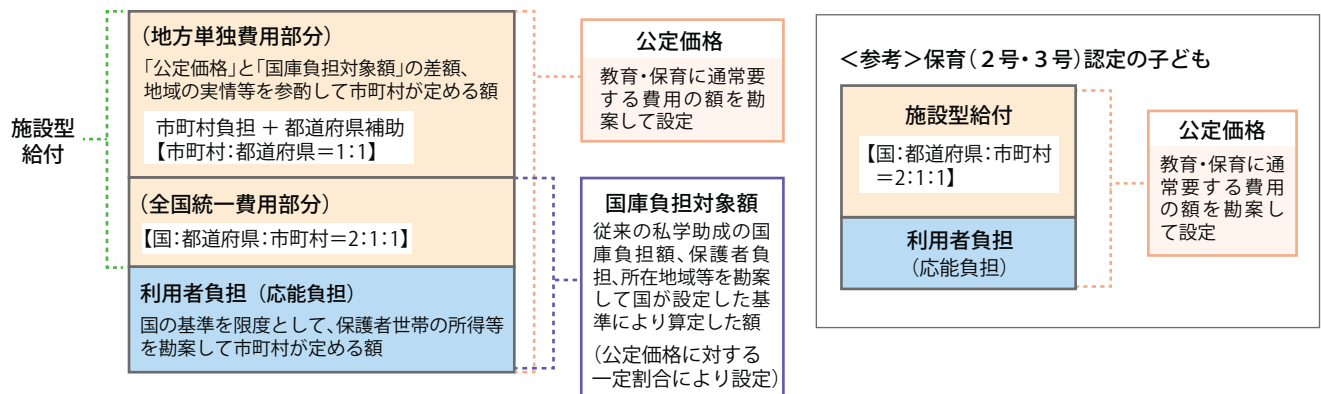


\*1 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。

\*2 公立保育所の場合は市町村へ支払います。

## ■ 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造

- 教育標準時間(1号)認定の子どもに係る施設型給付については、私立幼稚園に係る従来の国・地方の費用負担状況などを踏まえ、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて施設型給付として一体的に支給されます。



# 公定価格の骨格(イメージ)

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従来の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定しています  
(消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成)。



**POINT** 赤字部分は「質の向上」による事項です。

## ■幼稚園(教育標準時間(1号)認定)

**基本額(1人当たりの単価)**  
共通要素①:地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等) 認定区分、年齢別  
共通要素②:人件費、事業費、管理費

**各種加算等**  
職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

**教育標準時間(1号)認定**

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児 (30:1)	円
			3歳児 (20:1)	円

■事務職員(2日分)追加

**主な加算(例)**

■副園長・教頭配置加算		円
■チーム保育加配加算		円
■職員配置加算(3歳児)		円
■主幹教諭等専任加算 (+子育て支援活動費)		円
■処遇改善等加算	+○○%(加算率・3%充実)	円
■小学校接続加算		円
■第三者評価受審加算		円

## ■保育所(保育(2号・3号)認定)

**基本額(1人当たりの単価)**  
共通要素①:地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等) 認定区分、年齢別、保育必要量別  
共通要素②:人件費、事業費、管理費

**各種加算等**  
職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

**保育(2号・3号)認定**

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児 (30:1)	円	円
			3歳児 (20:1)	円	円
		3号	1・2歳児 (6:1)	円	円
			0歳児 (3:1)	円	円

■保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加  
■研修代替要員費を追加

**主な加算(例)**

■職員配置加算(3歳児)		円
■主任保育士専任加算 (+子育て支援活動費)		円
■処遇改善等加算	+○○%(加算率・3%充実)	円
■小学校接続加算		円
■第三者評価受審加算		円
■減価償却費等加算		円